

計算書類

第 76 期

自 2024 年 10 月 1 日

至 2025 年 9 月 30 日

マル木株式会社

大阪市北区中津一丁目 5 番 22 号

『計算書類』

貸 借 対 照 表

(単位:百万円)

科 目	第76期 2025年9月30日現在	(ご参考) 第75期 2024年9月30日現在
(資産の部)		
流動資産	130,311	122,970
現金及び預金	72,066	62,603
売掛金	27,067	27,698
商品及び製品	13,007	13,771
仕掛品	5,817	5,238
原材料及び貯蔵品	7,251	7,095
前払費用	177	169
関係会社短期貸付金	4,265	5,046
その他の	657	1,348
固定資産	53,156	51,523
有形固定資産	16,110	17,435
建物	11,356	12,100
構築物	330	371
機械及び装置	2,075	2,394
車両運搬具	4	12
工具、器具及び備品	1,259	1,329
土地	784	959
建設仮勘定	298	267
無形固定資産	4,897	4,848
ソフトウエア	1,384	1,797
販売権	3,077	2,377
その他の	435	673
投資その他の資産	32,148	29,239
投資有価証券	1,602	917
関係会社株式	12,587	12,660
関係会社出資金	310	295
長期前払費用	1,556	46
前払年金費用	9,177	8,532
繰延税金資産	5,866	5,752
その他の	1,047	1,035
資産合計	183,467	174,494

(単位：百万円)

科 目	第76期 2025年9月30日現在	(ご参考) 第75期 2024年9月30日現在
(負 債 の 部)		
流 動 負 債	16,266	16,128
買 掛 金	4,193	3,343
未 払 金	7,209	6,409
未 払 費 用	1,020	1,222
未 払 法 人 税 等	290	246
預 り 金	89	88
賞 与 引 当 金	3,415	3,350
そ の 他	46	1,467
固 定 負 債	552	592
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	233	244
資 産 除 去 債 務	256	252
そ の 他	62	95
負 債 合 計	16,818	16,721
(純 資 産 の 部)		
株 主 資 本	166,392	157,522
資 本 金	382	382
利 益 剰 余 金	166,009	157,140
利 益 準 備 金	95	95
そ の 他 利 益 剰 余 金	165,913	157,044
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	3	13
別 途 積 立 金	156,660	145,160
繰 越 利 益 剰 余 金	9,250	11,871
評 価 ・ 換 算 差 額 等	256	249
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	162	194
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	93	55
純 資 産 合 計	166,648	157,772
負 債 純 資 産 合 計	183,467	174,494

損 益 計 算 書

(単位: 百万円)

科 目		第76期		(ご参考) 第75期	
		自 2024年10月1日 至 2025年9月30日		自 2023年10月1日 至 2024年9月30日	
売 上 高 価		78,924		86,998	
売 上 原 価		28,858		30,153	
売 上 総 利 益		50,066		56,844	
販売費及び一般管理費		42,463		43,292	
営 業 利 益		7,602		13,552	
営 業 外 収 益		592		364	
受 取 利 息	益	199		30	
受 取 配 当	金	132		9	
為 替 差	入 他	—		145	
業 務 受 託	料	7		73	
受 貨 貸	料	4		11	
受 取 保 険	金	1		41	
受 取 補 金	入 他	192		2	
受 助 成 の	他	1		17	
そ の 外 費 用		51		32	
営 業 外 の		141		25	
為 替 差	損 他	107		—	
支 払 手 数	料	—		8	
そ の 他		33		17	
經 常 利 益		8,053		13,891	
特 別 利 益		1,714		396	
債 務 免 除	益	—		394	
投 資 有 価 証 券	売 却 益	28		—	
固 定 資 産	売 却 益	1,685		2	
特 別 損 失		81		1,405	
固 定 資 産 除 売	却 損	80		16	
役 員 退 職 慰 労 金		—		238	
関 係 会 社 株 式 評 価 損		—		1,079	
関 係 会 社 清 算 損		0		—	
減 損	損 失	—		70	
税 引 前 当 期 純 利 益		9,686		12,881	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		802		1,190	
法 人 税 等 調 整 額		△118		111	
法 人 税 等 合 計		683		1,302	
当 期 純 利 益		9,003		11,579	

株主資本等変動計算書

(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(単位:百万円)

資本金	株主資本						株主資本合計	
	利益準備金	利益 剰余金			利益剰余金合計			
		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	382	95	13	145,160	11,871	157,140	157,522	
当期変動額								
剰余金の配当					△133	△133	△133	
別途積立金の積立				11,500	△11,500	—	—	
固定資産圧縮積立金の取崩			△9		9	—	—	
当期純利益					9,003	9,003	9,003	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						—	—	
当期変動額合計	—	—	△9	11,500	△2,621	8,869	8,869	
当期末残高	382	95	3	156,660	9,250	166,009	166,392	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	194	55	249	157,772
当期変動額				
剰余金の配当			—	△133
別途積立金の積立			—	—
固定資産圧縮積立金の取崩			—	—
当期純利益			—	9,003
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△31	38	6	6
当期変動額合計	△31	38	6	8,875
当期末残高	162	93	256	166,648

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

(2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
..... 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、
売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等
..... 移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)
定率法

ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～50年
機械及び装置	7年～17年
工具、器具及び備品	2年～20年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）
販売権	5年～15年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末における計上額はありません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に

見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時において、全額を損益処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

なお、当事業年度末における計上額はありません。

6. 収益及び費用の計上基準

商品及び製品の販売

当社の主な事業内容は医薬品事業であり、主な履行義務の内容は医薬品販売であります。

商品及び製品の販売は、顧客へ引き渡した時点において、商品及び製品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該商品及び製品の引き渡しをした時点で収益を認識しております。商品および製品の国内販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷時から支配移転時までの間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。輸出取引については、貿易条件に基づき、商品及び製品へのリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

商品及び製品は、販売数量や販売金額等の一定の目標の達成を条件としたリベート等をつけて販売される場合があります。その場合の取引価格は、顧客との契約において約束された対価からリベート等を控除した金額で算定しております。リベート等は契約に基づき、収益に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

商品及び製品の販売に係る対価は、顧客への商品及び製品を出荷した時点から主として1年以内に受領しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段………為替予約取引

ヘッジ対象………外貨建買掛金、外貨建未払金及び外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約は取引の重要な条件がヘッジ対象と同一であり、ヘッジ効果が極めて高いことから、有効性の評価を省略しております。

8. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

会計上の見積りに関する注記

投資有価証券

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額 744百万円
2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
市場価格のない株式等については、取得原価をもって貸借対照表価額としており
ますが、投資先の財政状態の悪化により実質価額が帳簿価額を著しく下回った場
合、その回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、帳簿価額が実
質価額を超過した額について評価損を認識いたします。

関係会社株式

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額 12,587百万円
2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
関係会社株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、
投資先の財政状態の悪化により実質価額が帳簿価額を著しく下回った場合、その回
復可能性を十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、帳簿価額の実質価額を超
過した額を評価損として計上しております。なお、実質価額の回復可能性の判断は
将来計画を用いて行っております。翌事業年度において関係会社の業績が仮定と大
幅に異なる場合には、追加の評価損や引当が発生する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 43,435百万円
2. 保証債務
関係会社の不動産賃貸借契約に対し未経過賃借料の債務保証を行っております。
Maruho Pharmaceutical Technology (Beijing) Co., Ltd. 9百万円
3. 貸出コミットメント契約(貸手側)
当社は、立山製薬工場株式会社及びヨーセーマルホファーマ株式会社との間に極
度貸付契約を締結しております。
当該契約に係る貸出未実行残高等は、次のとおりであります。

貸出極度額の総額	5,683百万円
貸出実行残高	4,200
差引額	1,483
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権 4,306百万円
短期金銭債務 451

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	4,310百万円
営業取引以外の取引による取引高	184

2. 固定資産売却益

固定資産売却益の主な内容は、経営資源の有効活用と資産効率化のため、2025年3月に実施した遊休資産（土地）の売却によるものであります。

税効果会計に関する注記

練延税金資産の発生の主な原因是、研究開発費及び株式評価損の否認等であり、練延税金負債の発生の主な原因是、その他有価証券評価差額金であります。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	立山製薬工場 ㈱	所有 直接100%	当社医薬品の製造 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取 (注1)	— 48	関係会社 短期貸付 金	4,200

(注1) 立山製薬工場㈱に対する資金の貸付については、市場金利を勘査して利率を合理的に決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
重要な子会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	グローバルコーポレイトアドバイザリー ㈱ (注2)	東京都世田谷区	10	コンサルティング	—	アドバイザリー契約	アドバイザリー契約 (注3)	15 (注4)	支払報酬	1

(注2) グローバルコーポレイトアドバイザリー㈱は、当社の取締役である渡辺章博が代表取締役を務める会社であります。

(注3) 取引価格については、業務内容を勘査して、両者協議のうえで決定しております。

(注4) 取引金額には消費税等は含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	21,782円50銭
1株当たり当期純利益	1,176円76銭

重要な後発事象

子会社株式の現物配当（株式分配型スピンオフ）

当社は、2025年9月30日開催の臨時株主総会において、当社子会社であるマルホ発條工業株式会社（以下「マルホ発條」といいます。）を当社から分離・独立させ、当社が保有するマルホ発條の全株式を現物配当（金銭以外の財産による配当）により当社株主に分配すること（以下「本スピンオフ」といいます。）を決議しました。本スピンオフは、組織再編制の適格要件を満たすため、金銭分配請求権（当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利）のない現物配当となります。

（1）現物配当（金銭以外の財産による配当）に関する事項

ア. 配当財産の種類

マルホ発條 普通株式

イ. 配当財産の帳簿価額の総額

1,524,427,168円

ウ. 配当財産の割当てに関する事項

基準日を2025年10月1日とし、当社普通株式1株につき、マルホ発條普通株式1株の割合で配当を行う。

（マルホ発條7,650,720株/7,650,720株=1.0）

エ. 配当がその効力を生ずる日

2025年10月1日

（2）本スピンオフの目的及び理由

2017年に実施したマルホ発條の完全子会社化は、当社及びマルホ発條両社の持続的発展とグループのガバナンス体制の強化を目的としていました。しかしながら、現在当社を取り巻く厳しい事業環境を考慮すると、新たな事業機会の開拓が喫緊の課題ではあるものの、その方向性には「選択と集中」をより意識する必要が高まっており、マルホ発條の子会社化以降に取り組んだ事業の経験から、今後の両社間の事業シナジーの実現可能性は限定的であると判断いたしました。

一方、マルホ発條においては、取締役の派遣や管理部門の人事交流等を通して内部統制体制強化を行った結果、ガバナンス体制の強化については一定程度実現できたと考えております。このような状況から今後の両社の発展のためには経営を分離しておくことが最適であると判断いたしました。

(3) 現物配当する株式の発行会社（スピノフされる会社）であるマルホ発條の概要

名 称	マルホ発條工業株式会社		
所 在 地	京都市下京区中堂寺南町134番地 京都リサーチパーク 1号館4階		
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 岩瀬 邦宏		
事 業 内 容	1. 各種精密スプリング・板ばねの製造ならびに販売 2. 各種自動包装機・省力機器の設計ならびに製造販売 3. 各種医療機器部品の開発ならびに製造販売		
資 本 金	9,360万円		
設 立 年 月 日	1954年8月17日		
大株主及び持株比率	当社100%		
発 行 済 株 式 総 数	7,650,720株		
マルホ発條の最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位:円)			
	第69期	第70期	第71期
	自2021.10.1 至2022.9.30	自2022.10.1 至2023.9.30	自2023.10.1 至2024.9.30
売 上 高	7,184,701,140	7,801,637,272	8,564,054,017
経 常 利 益	619,373,153	612,236,310	562,503,543
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	439,633,957	△2,145,262,430	370,771,135
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	4,518.47	△22,048.60	3,810.71
総 資 産	11,372,366,684	9,747,321,181	9,594,127,607

計算書類に係る附属明細書

第 76 期

自 2024 年 10 月 1 日

至 2025 年 9 月 30 日

マルホ株式会社

大阪市北区中津一丁目 5 番 22 号

目 次

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 販売費及び一般管理費の明細

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
	建物	12,100	230	10	964	11,356	17,169	28,526
	構築物	371	1	0	41	330	562	893
	機械及び装置	2,394	454	11	761	2,075	17,549	19,624
	車両運搬具	12	—	0	8	4	65	70
	工具、器具及び備品	1,329	645	0	714	1,259	8,088	9,347
	土地	959	—	175	—	784	—	784
	建設仮勘定	267	1,390	1,359	—	298	—	298
計		17,435	2,722	1,557	2,490	16,110	43,435	59,546
無形固定資産	ソフトウエア	1,797	313	5	721	1,384		
	販売権	2,377	1,000	—	299	3,077		
	その他	673	309	373	174	435		
	計	4,848	1,623	379	1,194	4,897		

(注) 固定資産の重要な増加

		百万円
販売権	ミチーガ 販売額達成マイルストーン	1,000
工具、器具及び備品	京都R&Dセンター・彦根工場 試験機器他	612
建設仮勘定	京都R&Dセンター 試験機器他	655
	彦根工場 MES・LIMS導入	170

固定資産の重要な減少

土地	大阪府大阪市北区大淀中1-10	88
	大阪府豊中市立花町1-34	87

2. 引当金の明細

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
賞与引当金	3,350	3,415	3,350	3,415
役員退職慰労引当金	244	36	47	233

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:百万円)

科 目	金 額	摘 要
説明会費	470	
宣伝用物品	633	
営業広告費	2,821	
営業交際費	165	
販売手数料	336	
ロイヤリティ	1,575	
荷造運賃	283	
保管料	505	
販売費その他	113	
寄付金	129	
旅費交通費	943	
車両費	522	
消耗備品費	229	
支払手数料	168	
支払報酬	625	
事業税(付加価値割・資本割)	209	
調査費	564	
業務委託費	2,019	
EDP費	1,624	
地代家賃	620	
研究費	360	
減価償却費	1,135	
研究開発費	14,484	
経費その他	594	
役員報酬	255	
給与手当	5,658	
賞与	677	
賞与引当金繰入額	2,218	
役員退職慰労引当繰入	36	
役員賞与	42	
退職給付費用	△ 259	
法定福利費	1,323	
福利厚生費	168	
社宅費	354	
人材開発費	134	
人材派遣費	597	
人件費その他	119	
計	42,463	

独立監査人の監査報告書

2025年11月13日

マルホ株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高見勝文

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川添健史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マルホ株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが

適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上